

## 外貨定期預金規定（自動継続）

### 1. 適用外国為替相場

- (1) この預金の払戻しに際し、この預金の通貨以外の通貨に換算する場合には、当社所定の外国為替相場により取り扱います。
- (2) この預金の払戻しについて、預入日の翌営業日から満期日の7営業日前までに当社が認めた外国為替先物予約（以下「為替予約」といいます。）を締結する場合には、後記外国為替先物予約規定に準じて取り扱います。

### 2. 預金の支払時期

この預金は、原則として満期日に解約するものとし、所定の税金を差し引いたあと利息とともに支払います。

### 3. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日におけるこの預金の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 当社がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前に解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の最低預入額は当社所定の金額となります。また付利単位はこの預金の1通貨単位とします。

### 4. 預金の解約等

この預金を解約する場合は、払戻請求書にお届け印（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。

### 5. 自動継続

この預金を自動継続する場合は、前記2. から4. につきましては以下の条項にしたがいます。

- (1) この預金は、満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続の利率は、継続時における当社所定の利率とします。
- (3) この継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。
- (4) 利息については、以下の条項にしたがいます。
  - ①この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および当社所定の利率（継続の預金については本条（2）の利率）によって計算します。
  - ②前号により計算した利息について指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当社所定の払戻請求書にお届け印（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください。
  - ③継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続の前日までの日数について、解約日または書替継続における当社所定の利率によって計算します。
  - ④当社がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前に解約に応じる場合には、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ⑤この預金の最低預入額は当社所定の金額となります。また付利単位はこの預金の1通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します。

以上  
(2020年4月1日)